

外国証券証券会社間移管申込書

(兼、渡方証券会社に対する証券移管請求書)
(兼、受領証)

◆太枠内にご記入の上、ご捺印ください。

〒 — 住 所	お申込日(西暦) 20 年 月 日	
	現在証券をお預け中の証券会社名および同部店名	
電話 番 号	証券株式会社	
	支店 御中 部	
(フリガナ) 氏 名 (自 署)	部店コード	
	顧客コード	
お届出印 (※現在証券をお預けの 証券会社届け出印)		新たに証券をお預けになる証券会社名および同部店名
様		株式会社SBI証券
		取扱店
		部店コード X
		顧客コード XX0

渡方証券会社 御中

私は貴社に預託してある下記の外国証券を私の都合により、株式会社SBI証券に保管替えます。つきましては、これに必要な一切の事務処理を株式会社SBI証券に委託しましたので、株式会社SBI証券が貴社への連絡により、貴社における必要な手続きをおとりくださるようお願いいたします。ただし、次の場合は下記証券の全部または一部の移管をしないことを了承します。

1. この申込書に記入および捺印した私の住所、氏名および印鑑が貴社に届出たものと相違する場合
 2. 貴社に移管証券の残高がない場合
 3. 私が貴社から受領した外国証券取引口座約款記載事項の一部に違反し、そのことに関し貴社との間に合意が成立していない場合
 4. その他貴社との取引による私の貴社に対する債務の決済につき貴社との間に合意が成立していない場合
- なお、証券移管に要した費用はすべて私の負担とし、貴社にお支払いします。

株式会社SBI証券 御中

私は、現地保管機関が株券の移管及び保管に関する業務を行うため、貴社が、この書面に記載した私の個人情報及び貴社が保有する私の個人情報を、現地保管機関に提供する場合があることに同意のうえ、上記のとおり署名・捺印します。

ご注意: 移管証券明細が不正確な場合、移管に時間がかかる場合がございます。また、次の場合は証券移管ができませんのでご了承ください。

1. 渡方証券会社に移管証券の残高がない場合や、渡方証券会社が正当と判断される理由により移管を拒否した場合
2. 移管証券が受方証券会社の取扱銘柄でない場合

米国株: 1株単位で移管可能です

香港株: 各銘柄の売買単位で移管可能です(※端株は移管不可となります)

移管証券明細

銘柄	現地コード (ティッカー)	数 量	銘柄	現地コード (ティッカー)	数 量
①			⑥		
②			⑦		
③			⑧		
④			⑨		
⑤			⑩		

事務用欄

上記顧客から貴社預託中の上記証券を当社へ保管替えたい旨の申込みがありましたので、ご確認の上、当社への移管手続きをお願い致します。

移管証券送付先指定 保管機関住所、名称 および口座記号・番号	株式会社 SBI証券		移管完了日 月 日
	部門		
	TEL		
	責任者		

	住所	氏名	部店・口座番号	外国証券口座	印鑑	取扱銘柄	端株・単位株	証券残高	その他	キャンセル
SBI証券										
渡方証券会社										

外国証券証券会社間移管申込書のご記入見本

本紙のご使用について

本紙は現地保管分の外国証券を他社から当社に移管していただく場合にのみご使用下さい。ご記入方法につきましては下記記入例をご確認の上ご記入下さい。国内保管分の外国証券の移管に関しましては現在お取引されている証券会社へお問い合わせ下さい。

現地保管分の移管について

- ・現地保管分とは、海外にて保管されている株式のことをいいます。
 - ・米国・香港株式の当社取扱銘柄で、かつ日本国内の証券会社からであれば移管が可能となり、当社WEB上でのお取引が可能となります。
 - ・お手元にお持ちの株券の入庫や、海外の証券会社からの移管は現在受付できません。
 - ・現地保管分から国内保管への移管は受付できません。
 - ・香港株式は現地取引所における売買単位の整数倍のみ移管できます。
 - ・移管手続きの際に、当該銘柄の残高を証明する書類を求められる場合があります。詳しくは、現在お預けの証券会社（渡方証券会社）にお尋ねください。
 - ・移管のお手続きには、お客様の「外国証券証券会社間移管申込書」が当社に到着してから通常7営業日程度要しますが、海外休日等を挟んだ場合は追加日数を要します。
 - ・同一申込用紙内に米国・香港株を混合して記載された申込書は受け付けられない場合がございますので、米国株・香港株両方の移管を希望される場合は別々の申込用紙にご記入ください。
 - ・当社では特定口座でのお取扱ができませんので、一般口座としての受付となります。
 - ・取得単価は移管元証券会社より引き継がれませんので、売却時にはお客様ご自身で損益の計算を行っていただく必要がございます。
 - ・現在お預けの証券会社（渡方証券会社）の都合により移管の日程は異なりますのでご了承ください。
- ※ なお、お手続きに際して、現在お預けの証券会社で費用がかかる場合がございます。
詳細につきましては、現在お預けの証券会社にてご確認ください。

白抜きの部分のみご記入、ご捺印ください。

当社へお届けのご住所、ご氏名、電話番号をご記入ください。

現在お預けの証券会社にお届けの印鑑をご捺印ください。
※当社のお届出印ではございません。

移管をご希望される銘柄、現地コード(ティッカー)及び数量を正確にご記入ください。

外国証券証券会社間移管申込書

(兼、渡方証券会社に対する証券移管請求書)
(兼、受領証)

◆ 太枠内にご記入の上、ご捺印ください。

〒 106 - 8019 東京都港区六本木1-6-1 電話番号 03 (1234) 5678	お申込日(西暦) 20 13 年 6 月 1 日 現在証券をお預け中の証券会社名および同部店名 ABC 証券株式会社 本店 支店 御中 部
住所 氏名(フリガナ) イイ タロウ 氏名(自署) 井伊 太郎 様	お届出印 (※現在証券をお預けの証券会社向け出印) 井伊

渡方証券会社 御中
私は貴社に預託してある下記の外国証券を私の都合により、株式会社SBI証券に保管替えします。つきましては、これに必要な一切の事務処理を株式会社SBI証券に委託しましたので、株式会社SBI証券が貴社への連絡により、貴社における必要な手続きをおとりくださるようお願いいたします。ただし、次の場合は下記証券の全部または一部の移管をしないことを了承します。

- この申込書に記入および捺印した私の住所、氏名および印鑑が貴社に届出たものと相違する場合
- 貴社に移管証券の残高がない場合
- 私が貴社から受領した外国証券取引口座約款記載事項の一部に違反し、そのことに関し貴社との間に合意が成立していない場合
- その他貴社との取引による私の貴社に対する債務の決済につき貴社との間に合意が成立していない場合

なお、証券移管に要した費用はすべて私の負担とし、貴社にお支払いします。

株式会社SBI証券 御中
私は、現地保管機関が株券の移管及び保管に関する業務を行うため、貴社が、この書面に記載した私の個人情報及び貴社が保有する私の個人情報を、現地保管機関に提供する場合があることに同意のうえ、上記のとおり署名・捺印します。

注意：移管証券明細が不正確な場合、移管に時間がかかる場合がございます。また、次の場合は証券移管ができませんのでご了承ください。

- 渡方証券会社に移管証券の残高がない場合や、渡方証券会社が正当と判断される理由により移管を拒否した場合
- 移管証券が受方証券会社の取扱銘柄でない場合

米国株: 1株単位で移管可能です
香港株: 各銘柄の売買単位で移管可能です(※端株は移管不可となります)

移管証券明細	銘柄	現地コード(ティッカー)	数量	銘柄	現地コード(ティッカー)	数量
①	* * * Corp.	ABC	1,000	⑥		
②	中華電力	9999	1,000	⑦		
③				⑧		
④				⑨		
⑤				⑩		

事務用欄
上記顧客から貴社預託中の上記証券を当社へ保管替えしたい旨の申込みがありましたので、ご確認の上、当社への移管手続きをお願い致します。

お申込み日(ご記入日)をご記入ください。

現在お預けの証券会社名、本支店名、及び口座番号をご記入ください。

当社の口座番号をご記入ください。
SBI証券(当社)の部店コード欄にはお客様の口座番号のZと2桁の数字もしくは3桁の数字をご記入ください。顧客コード欄には、7桁の数字をご記入ください。

※ 修正の際には、訂正箇所にご捺印をお願い致します。
※ ご記入内容に相違、若しくは、未記入の場合、ご返却させていただく場合がございます。

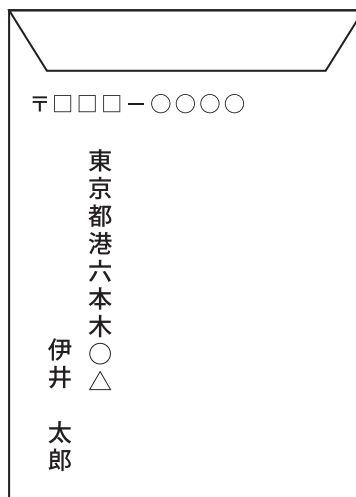
ご使用方法

- ① サイズは変更せずこのままのサイズで、白色の用紙に印刷してください。
- ② 点線に沿って切り取り、**定形封筒**に貼り付けてご使用ください。
(のり付けする際は、剥がれないように貼り付けてください。)
- ③ 封筒の裏面に、お客様の住所、氏名をご記入ください。
- ④ **切手を貼る必要はございません。**

定形封筒表面



定形封筒裏面



点線に沿って切り取り、定形封筒に貼り付けてください。



きりとり線 ✂

